

# ふるさと納税とは

「ふるさと納税」とは、新たに税金を納めるのではなく、ふるさと（自分が応援したい都道府県や市町村）に対して行う寄附金のことで、2,000円を超える寄附をした場合、所得税・住民税から一定の控除を受けることができる制度です。

例えば、A県B市に住民税を納めている人が東吉野村にふるさと納税として寄附をするとA県B市への住民税が税額控除によって減額され、東吉野村に税金を納めたことと同じことになります。

納税者にとっては、税金（一部）の納付先や用途を自由に選択できるというメリットがあります。

住民税の税額控除を受けるためには確定申告が必要です。

## 控除額の計算方法

「ふるさと寄附」を行った場合、2,000円を超える部分について、通常の所得税や住民税の寄附金控除のほか、住民税所得割額の10%を上限として住民税の特別控除が受けられます。

《寄附控除対象額》 ①+②+③

$$\text{① 所得税控除} = \underbrace{(\text{寄附金} - 2,000\text{円})}_{\text{※1}} \times \underbrace{\text{所得税率}}_{\text{※2}}$$

$$\text{② 住民税控除 (基本控除)} \\ = \underbrace{(\text{寄附金} - 2,000\text{円})}_{\text{※1}} \times 10\%$$

$$\text{③ 住民税控除 (特別控除※3)} \\ = \underbrace{(\text{寄附金} - 2,000\text{円})}_{\text{※1}} \times \underbrace{(90\% - \text{所得税率})}_{\text{※2}}$$

〔 ※1 : 1月から12月までの合計寄附金額。複数に対し寄附した場合は、その合計額。  
※2 : 所得税率は所得に応じて0%~40%  
※3 : 住民税所得割額の1割が限度 〕

〈例示〉 年収400万円 夫サラリーマン、妻専業主婦の世帯 1万円寄附の場合  
(住民税所得割額 155,000円 所得税率5% 住民税率10%)

《寄附控除対象額》 ①+②+③ = 8,000円

$$\text{① 所得税控除} \quad (10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 5\% = 400\text{円}$$

$$\text{② 住民税控除 (基本控除)} \\ (10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = 800\text{円}$$

$$\text{③ 住民税控除 (特別控除)} \\ (10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times (90\% - 5\%) = 6,800\text{円}$$

限度額15,500円  
(住民税所得割額  
の1割)の範囲内

※ 所得や寄附金の額に応じて控除の額は変動します。詳しくは住所地の市区町村の税務窓口にお問い合わせください。